

次 第 2 議 事

- (1) (仮 称) 明 石 市 ケ ア ラ ー 支 援 条 例 の 制 定 に
向 け た 取 組 に つ い て

(仮称) 明石市ケアラー支援条例の制定に向けた取組について

本市では、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送ることができ、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えていくため、ケアラー支援条例を制定してまいります。

つきましては、条例制定にあたり素案を作成いたしましたので、これまでの取組とあわせて報告させていただきます。

1 これまでの取組

(1) 各団体等へのヒアリングの実施（3月～7月）

① ヒアリング対象

- ・ 市内関係各課
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
- ・ A S K （障害当事者）
- ・ あくと （障害者就労支援）
- ・ あった会 （認知症家族会）
- ・ ひまわりの会 （若年性認知症家族会）
- ・ 1 3 5 E ネット （障害事業者団体）
- ・ 居宅支援部会 （介護支援専門員）
- ・ 明石 L D おやの会
- ・ 相談支援員連絡会
- ・ 医ケア児保護者交流会
- ・ 地域支え合いの家
- ・ 民生・児童委員協議会
- ・ 地域総合支援センター
- ・ 後見支援センター
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 明石こどもセンター
- ・ 相談支援課

② 聞き取り内容（主な支援ニーズ）

各ヒアリングでお聞きしたそれぞれのケアラーの支援ニーズを、下表のとおり支援カテゴリー毎にまとめました。

カテゴリー	ご意見
相談支援体制に関すること	● スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置拡充をはじめとする教育相談体制の充実。【ヤングケアラー】 ● 介護者自身の健康や仕事、将来の生活について相談できる窓口が必要。【高齢者のケアラー】 ● ケアラーの精神的フォローが必要。自分が正しいかどうかわかるような。【認知症のケアラー】 ● 身近に相談できる窓口の設置に加え、継続的に関わることでできる専門相談員の配置を希望します。【障害児者のケアラー】 ● ケアラーの不安解消につながる総合相談的な役割を今は基幹相談支援センターが担っているが、人材が不足しており対応が十分にできない。【全般に対して】 ● 支援者側の意識をもう一步深く、個別支援で終わらせず、担当の支援が終了しても、その支援が世帯にどのような影響があるのかを意識する必要がある。【全般に対して】
一時的な介護等の提供に関すること	● 急なショートステイに対応してほしい。【高齢者のケアラー】 ● 夜間や早朝の介護、急な用事や体調不良の際に安心して預けられる支援先を求める声がある。【高齢者のケアラー】

	● ショートステイの施設が少なすぎる。たとえ月2回の利用であったとしてもきょうだいが少しでも休めることができる。【障害児者のケアラー】 ● 在宅レスパイトが必要。ショートステイなどを利用したこともあるが、荷物が非常に多く、前日から準備をするとそれだけで疲弊してしまう。また、ショートステイに対し質を求めることができない。【医ケア児のケアラー】
ケアラーの負担軽減に関すること	● 配食サービスやホームヘルパーの家事支援などの支援のはざまとなるケースに向けた市独自の対応。【ヤングケアラー】 ● ケアマネジャーが行っている介護保険以外のところ（シャドーワーク）を担ってくれるような役割の方がおられると相談もできて助かる。【高齢者のケアラー】 ● おむつの助成を幅広く対応してほしい。【高齢者のケアラー】 ● 金銭管理の支援はすぐ開始できるようにしてほしい。【高齢者のケアラー】 ● 生活介護、通所系事業等における緊急時に限った一時的な受け入れや生活支援を柔軟に認める仕組み。【障害児者のケアラー】 ● 18歳の壁は大きい。こどもから大人へ継続的に支援をしてほしい。放課後デイなどを子供のみでなく大人も使えるように。【障害児者のケアラー】 ● 早朝や夕方、夜間のヘルパーの希望が多いので、その時間帯利用については加算をつければ、事業所としても悪くないのではないか。【障害児者のケアラー】 ● 医療的ケアや重度の介助が必要な場合、市販の介護用品や光熱費の負担が非常に大きい。市独自の給付金や、購入補助を強化してほしい。【医ケア児のケアラー】 ● 産前・子育て応援ヘルパー派遣制度の対象を拡大して、様々なケアラー支援に結び付けられないか。【全般に対して】
就学・就業に関すること	● 子ども食堂（食）で塾のように勉強（学習支援）を教えてもらえる機会 ※大切なのは他の子ども達も参加できること。【ヤングケアラー】 ● 介護を終え再就職を目指す人に対しての、就労に向けた訓練や教育機会があれば雇う側も助かる。【障害児者のケアラー】 ● 各種制度に乗らない人の支援について、障害の事業所へ障害福祉サービス受給者証がなくても通所できれば、おためし通所から社会へのつながりが出来るのではないか。【ひきこもりのケアラー】
当事者交流に関すること	● 認知症カフェ 長年利用している方々の交流の場になっており、新しく参加した人は入りづらい雰囲気がある。【認知症のケアラー】 ● 家族がヘルプの声をあげられる場が必要。【医ケア児のケアラー】 ● 家族の座談会をすると、いつも定員を超える応募がある。参加者も年々増えてきている。「誰にも言えない」「愚痴」など、とても盛り上がる。【ひきこもりのケアラー】 ● 同じ悩みを持つ者同士、笑いあいながら話せる環境、吐き出せる場が非常に大切。【全般に対して】
人材育成に関すること	● 認知症でいうところの「オレンジサポーター」のような存在が、障害者支援にはない。【障害児者のケアラー】 ● 「親」を支える第三者を確保しないと解決はしない。施設、ヘルパーの増員を集中的に。支援者の確保をしてケアラーの休息の日を増やしたい。【障害児者のケアラー】

	● ケアするのが当たり前、親に従うことが全てになっているケアラーの心理を理解し、寄り添ってカウンセリングができる心理職が必要。【ヤングケアラー】
ケアの方法の理解に関する こと	● 介護保険制度が難しい。ケアマネからの提案があっても金銭的負担がよく分からなくて、どうしたらいいのかわからなくなる。もっとわかりやすくないのか。【高齢者のケアラー】 ● 介護の方法わからない。保健所や市役所に認知症相談窓口があればよい。【認知症のケアラー】 ● 親亡き後の生活への心配を軽減するためにも勉強会などを定期的に行ってほしい。(介護・障害・金銭管理・相続など) 勉強会などや交流会のお知らせがあれば、アウトリーチするときの武器にすることができる。【障害児者のケアラー】
啓発・広報に関する こと	● ケアラーの発見は、いかに身近な人に相談できるかにかかっている。身近な人が事情を聴いて、その人が相談ダイヤルや支援の窓口につなげられるような広報が必要。【ヤングケアラー】 ● 「ケアをしていても三食食事をとるのは当たり前で、さらにリフレッシュの時間があるのも当たり前」というような認識を世間一般に浸透させていく必要がある。【障害児者のケアラー】 ● 自分がケアをしないと生きていけないという親の固定観念も変えて行くように啓発してほしい。【障害児者のケアラー】 ● 会社の休暇制度に関して、在宅勤務など柔軟な働き方が選べるようになってほしい。【医ケア児のケアラー】 ● 公的サービスを受けることは恥ずかしい事ではない。本人のためにはもちろん、ケアラー自身のためでもあるということを啓発してほしい。【全般に対して】
全体に関する こと	● 条例を制定することにより、ケアラーを社会全体で支え、孤立することがない地域づくりと、既存の制度では救いきれない層への支援を進めていただくことを期待します。【全般に対して】 ● ボランティア活動に対するバックアップが大事。活動の現場を見るなどして、気にかけていることを示す姿勢が必要。きめ細やかなサポートを。【高齢者のケアラー】 ● 地域の見守り活動を充実させたいが、個人情報への壁がある。【高齢者のケアラー】 ● 以前行っていた「こんにちは赤ちゃん訪問」のように、地域の方が支援を必要としている世帯と接点を持つような事業が理想。【全般に対して】

(2) 第1回明石市社会福祉審議会(5月20日)

場 所：明石市役所 議会棟 大会議室

参加者：審議会委員 21 名(社会福祉事業に従事する者、学識経験者)

ご意見：

- ・ 条例ができることによって、地域として寄り添いやすくなるという面で期待する。
- ・ 条例は必要だと思うが、もう少し時間をかけて検討を行っていくべきではないか。
- ・ ケアラー自身も障害を持っている場合があるという視点を持って検討していくように。
- ・ ケアラー自身が声を上げられない実態があることを踏まえて、支援サービスにどうつなげていくかをしっかり検討するべき。

- ・条例は割と広く書いておいて、具体的なケースにはきちんと対応できるような推進体制にしていきたい。
- ・各種団体へのヒアリング内容も参考にして、次回の審議会で検討していきたい。 など

(3) タウンミーティングの実施（7月11日） ※詳細は資料①参照

内 容：①明石市からの情報提供（明石のケアラー支援の取り組みについて）

②ワークショップ「みんなで考えるケアラー支援」

場 所：パピオスあかし6階 こども健康センター

参加者：54名（認知症家族、医ケア児保護者、民生・児童委員、障害・介護事業所など）

2 条例素案の概要 ※資料②参照

これまでに実施したヒアリング及びタウンミーティングでいただいたご意見等を踏まえ、別添のとおり条例素案を作成しました。

(1) 基本理念

- ① ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならないものとします。
- ② ケアラーの支援は、市、市民、事業者及び関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう地域社会全体で支えるように行われなければならないものとします。

(2) 基本的施策

- ① 相談支援体制の整備及びその周知に関すること。
- ② ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援に関すること。
- ③ 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する就学又は就業の支援に関すること。
- ④ ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその活動の促進に関すること。
- ⑤ ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。
- ⑥ ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項に関すること。

※基本的施策を実施するため、市が策定する各分野の個別計画の中に、基本理念に基づいた施策を盛り込むものとします。

3 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和8年8月	社会福祉審議会② ※素案に対する意見聴取
9月	文教厚生常任委員会 ※条例素案の報告
9～10月	パブリックコメントの実施
11月	社会福祉審議会③ ※パブコメの結果報告、条例案の提示
12月	市議会へ提案 文教厚生常任委員会 ※条例案の報告

タウンミーティング「まるちゃんカフェ」実施報告

資料①

【配布チラシ】



【名称】 T M「みんなで考えるケアラー支援」
 【日時】 2026年7月11日（土） 10：00～12:00
 【場所】 パピオスあかし6階 こども健康センター
 【参加】 54名

【1. 参加者】

申込	一般	参加率
事前申込	56	-
当日参加	54	96.4%
欠席	2	-

【2. 市からの情報提供】

明石のケアラー支援の取り組み

- ・ケアラーの定義、現状について
- ・ヤングケアラーについて
- ・ケアラーを支える環境について
- ・ケアラー支援条例の制定について

【3. ワークショップの声（もっと市民の笑顔があふれるまちにするにはどうすればいい？）】

【テーマ1】あなたやあなたの家族・身近な人のケアについて最近・・・「気になっていること」や「困っていること」

◆気になっていること

- ・お向かいさん、お隣さん高齢でお一人暮らし。大丈夫かなあ
- ・親の薬を取りに来るお子さん、どんな生活？
- ・どこに相談すれば良いかわからない人がいる
- ・認知症が徐々に進行している知人の家族がどこまでわかっているのか心配 家族に伝えた方が良さか
- ・見つけてもどうやって繋がりたいかわからない
- ・困っておられる方をどこに紹介したらいいかわからなかった
- ・「私がやらなきゃ」と思っている人たち。どんな人にどんな制度があるのか、地域の支援は何か
- ・近所にどんな人がいるのか知らない
- ・ケアが必要な人へ声掛けの第一歩 なんて声かけたらいいんだろう・・・。
- ・認知症がある人の介護、体は元気なので、動いてしまう、みんなどうしているんだろう・・・。
- ・夕方、近くの公園でおいさんがイスに座って景色をながめている。しばらくすると自宅へ帰るみたいだが、ちゃんと帰れているのかな？と不安になったことがある。
- ・近所のあの子、やっぱりヤングケアラーなんじゃ・・・ こどもの友達。どこまで介入したらいい？
- ・ケアを受ける側の自尊心を守ること すべての入り口はココ「自尊心」かも・・・
- ・親も子もケアが必要なお宅結構ありそう・・・
- ・となりの高齢者さん、行政に頼りたくないひとりで頑張りすぎている
- ・相談したくてもなかなか打ち明ける勇気がもてない家族さん
- ・自治会に参加しないことで情報が全く伝わらない一人暮らしさん
- ・友人のお家への食事作りをどの程度にすれば良いのか
- ・声かけが善意とならない場合も、障害者の心情を傷つけるかも
- ・認知のおばあちゃんが鍵を持ったままマンション入口でウロウロしている→防犯の心配
- ・詐欺や訪問販売の被害も心配・・・
- ・ケアしている人をケアしたいが急なときにできないことがない・・・
- ・ヤングケアラーの経験差をどうなくせる？
- ・担任の先生が家庭の状況を知っているか
- ・ご飯はちゃんと食べているかな、宿題する時間あるかな、自分の時間はあるのかな？

- ・支援センターを知ってる？
- ・ケアされる、する人たちのホッとする時間や余暇時間は？

◆困っていること

- ・近隣との信頼関係（個人情報への壁）
- ・見守ってくれる周囲の人がいたら・・・
- ・明石市内に15歳超の医療ケアのこどもを受け入れる施設がない（少ない）
- ・15歳の壁。15歳になると、今の病院は卒業。次の病院が見つからない
- ・こども病院を出てから明石市内で受け入れ先がない
- ・明石市民病院や医療センターなどで受け入れ態勢を作してほしい
- ・両親を亡くしたきょうだい。兄障害
- ・独り暮らしの精神障害の方
- ・ケアする人が倒れたら・・・
- ・災害時はエレベーターが使えない。避難は諦めている
- ・移動手段がない
- ・本人がケアされている自覚がない⇒自分で全部できているといはる
- ・家族のケアが必要なせいで就労できる時間が限られる。じぶんの時間が睡眠時間も少なくなっている
- ・感謝もなにもしてくれなくて疲れるのみ
- ・ケアされている側が自分の行動が悪化していることに気づいていない⇒ケアする側の負担が増える
- ・ケアラー側がしんどくなってケア側を虐待してしまう可能性がある
- ・認知症。病院ひとりで行けない。薬がたまりがち
- ・ヤングケアラーにさせないため仕事を制限せざるをえない
- ・兄弟の手を借りなくて済むようになればいいが、現実はそんなに甘くない
- ・きょうだいの人生を背負わないと思っていた
- ・保育園医療ケア児というだけで7:00-19:00で預かってもらえない
- ・急性期の小児病院が乏しく、神戸や加古川に足を延ばすしかない
- ・小児の往診医、神経内科医がいない、もしくは少ない
- ・障害福祉課、こども育成室、保健所、療育等縦割り行政過ぎる
- ・ショートステイもない。神戸姫路加西多可に行くだけで疲れる。レスパイトにならない
- ・医療ケア児と一括りにしないで、ケアのレベルに応じた対応を希望したい
- ・装具、交通費、療育、看護支援、リハビリ、と健康児育児と比べて経済的負担が大きい
- ・民生訪問、認知症。女性の方のときに対応に困る(男性民生委員)
- ・普段の生活で相談できる場所
- ・手続き書類が多い
- ・頼める人がいない。頼めてもずっと気が休まらない
- ・サービス提供の時間は日中限られている。夜間は家族のみ
- ・介護保険でできる範囲が少ない
- ・サービス優先って言われるけど使い勝手悪い
- ・介護はいつ終わるのかわからないのでケアラーの心身がやられる
- ・睡眠がとれないのが一番困る、夜中のオムツ替え
- ・老障介護の問題。例）キーパーソンの方が精神障害でなかなか事が進まない
- ・親が高齢になりこどもさんが障害がある→将来の不安
- ・親より体が大きくなって制止できない
- ・仕事と介護の両立どうしよう（時短っていつまで取れる？）
- ・子育て（育児）介護休暇はあるけど障害休暇はない。職場の理解
- ・親の介護で何かあるたびに連絡が入り仕事ができにくくなること
- ・要介護要支援などの介護度の判定が厳しい、変更申請するのも難しい
- ・変更申請を頼んでも手続きしてくれない(病院2件)
- ・支援したいが家族ではないので詳しいことを知ることができない
- ・ある人がオムツしているが、オムツ代が高いと言っていた
- ・支援者の人材確保、支援者側の生活。給与。改善
- ・断られることが続いて気持ちが折れる。専門性の高い（質の高い）受け入れ先の確保

- ・レスパイトが必要だけど認めてもらえない。
- ・制度の壁。移動支援 通学・通園も可能にしてほしい。
- ・短期入所の数を増やしてほしい
- ・支援する側として兄弟児支援にも力を入れていただきたい+ 保護者支援も
- ・認知症カフェに参加したいけど1人では行けない
- ・買い物ができない時がある
- ・母のトイレが心配で眠れない時があった
- ・服のタグを作るのも大変（認知症）

【テーマ2】こうなったらいいな♪こんなまちにしたい！を実現するために「大切なこと」や「必要なこと」ってなに？

①ケアラーの負担軽減に関すること

- ・医療ケアの多い子どもたちも増えてきて、生活介護事業所を増やしてほしい
- ・医ケア児の保育→Nrs必要→時間が限られる→親の就労時間が→N r s 2交替？時間長くできないか？
- ・18歳以降の生活介護事業所が市内にない（医ケア）があるため
- ・医療ケアに対する補助がない
- ・いつでもケアを受ける人を預ける場所（神戸で企画中）
- ・オレンジサポーター 市 草の根でもっと頑張る
- ・保育士確保した取り組みのように。社会でケアを担えば社会資源(人)を有効にできる
- ・夜間・休日受け入れ先 早朝・夜間のサポート
- ・介護者がいても使える家事サービス
- ・訪問看護師さん以外の方で月1回でも訪問していく→その間は家族でおでかけ
- ・心のケアができれば住みやすいかも・・・
- ・心の健康と身体の健康のサポート体制がある地域
- ・補助がない。住宅改修も回数制限有
- ・障害児支援の時短や勤務調整も必要
- ・長時間預かってくれる事業所が増えるために、8時間利用の加算種類を
- ・サービスとして存在していても量が足りない
- ・足りてないサービス作って、特別な加算あれば作りやすいのでは
- ・ジャンルを分けるから資源が足りない、今の資源を活かしてちょっとプラス
- ・緊急時のナースコール的な(ケアラーのための)センターがあれば安心感が(夜間も)
- ・移動支援（近所のちょっとした通院）

②相談支援体制に関すること

- ・ケアで悩む→相談先があって→地域、市、みんなで考えるまちづくりを
- ・すぐに相談できる場が欲しい（予約制）
- ・窓口一つですべて教えてほしい
- ・訪問介護やケアラーさんが来られるが、支援を受ける方への対応なのでケアラーの不安なことなどを相談できる所があればホッとする時間
- ・訪問した時雑談して帰ってくる
- ・支援者介護者の話を聞いてくれる人
- ・支援をうけて助かっている人もいます これから受ける人が抵抗なく相談できる場所がたくさんできたらいいな
- ・学校に相談相手がいたらいいのに・・・
- ・就学時健診のように市が市民の困り感を能動的にPICKUPできるような施策とか・・・ライフステージごとに
- ・声を上げられない人の声をどう拾う？
- ・困っている人に早く関係機関につなぐ
- ・専門分野の法人(事業所)がネットワークを作り各分野別のケアラーセンターを作ってはどうか
- ・何かの認定をうけたらこれをやってみようのチェックリスト（行政・民間）
- ・誰でも良いわけじゃない、質の問題
- ・個人情報と上手に付き合う

③当事者交流に関すること

- ・認知症話を聞く 共感するでいい
- ・同じ立場の人と話せる場がほしい
- ・いろんな立場の人と話し合えるところ
- ・多くの世代が交流をもてるようになるといい
- ・周囲の人の様子に気づけるといい「あれ？今日は元気がないなあ・・・」など
- ・障害者・高齢者のつながりを作る
- ・ケアラー同士のぴあグループを作って話し合える機会を設定する
- ・ケアラー向けの定期的な研修会(情報弱者にならないために)の実施

④地域とのつながりに関すること

- ・近隣とのつながり オレンジサポーター（自治会でなくても）
- ・薬局の窓口で困っている認知症と思われる人に民生委員に繋いだりする
- ・市民ネットワークを広げてみんなで見守り、支援ができれば
- ・ケアをする人も積極的に地域に関わっていきたい
- ・近所づきあいも希薄になっているので、宅配業者など民間と連携して定期的な訪問ができないかな
- ・障害者支援施設として、もっと地域に協力できることってないのかな？
- ・みんなが少しずつ近くの人々と細くても長く繋がれるようなまち
- ・ひとりひとりの気づき(点)が線になれば良い
- ・コロナ以降お声掛けが難しい関係が、地域に耳を傾けてお互いに知り得るように・・・
- ・情報共有→地域のつながりになる
- ・世代間交流 中学生が高齢者にスマホを教える場→総合学習
- ・地域の中でつながりを自分たちから作ろう 近所の人のおちょっとしたサポート 顔が見えるつながり
- ・となり近所もっと声をかけあえたら・・・つながりができれば・・・（例：防災訓練・認知症カフェ）
- ・そもそも近所のケアラー情報を知る術がない。ケアマネさんや学校園から情報がほしい
- ・認知症カフェではなく、どの人でも気軽に行けるカフェを作る
- ・カギを預ける親しい人にお願ひできないか？他にいい方法がないか？
- ・まちのあちこちに集える、話せる場所がある（選べる）オンラインも

⑤啓発・広報に関すること

- ・ケアラーをまず知ってもらう
- ・早い時期から「ケアラー」を知る、小学校からの教育
- ・介護サービスやヘルパーさんの使い方や情報があれば・・・
- ・差別意識がなくなるように
- ・「家族が見るのが当たり前」がなくなれば
- ・情報がわからない 自ら動かないと届かない 知る機会があるといい
- ・困っている人にどうしたの？大丈夫？と声をかけられるようになりたい
- ・どうしたの？手伝う？の声かけで良い、でも、心配して声かけたらあやしまった・・・
- ・思っていることを伝えることが自分を守ることになる
- ・こんなことを言って恥ずかしい・・・みんな頑張っているのに自分は・・・と思ってしまう
- ・カラにとじこもらない。自尊心大切に支援受ける側の考え方
- ・困りごとを相談できる人、場所をアピールできれば良いと思います。
- ・支援を自分から求めることも大事
- ・情報アクセスの多様化。掲示板・チラシ
- ・街にどんなサービスがあるのか支援マップを作る
- ・仕事と介護を両立しやすいようにしてほしい

⑥その他（条例についてなど）

- ・ケアラー支援条例 ケアする人に光をあてる必要な取り組み
- ・「ケアラー支援条例」今年制定を期待しています。
- ・どんな条例を作ろうとしているのか見せてほしい、今の時点で見通しが立たないし・・・
- ・ケアラー支援条例策定のスケジュールを明確に参加者に説明する

◆情報提供



◆ワークショップ



◆各グループでの対話



◆グループ発表



（参考）アンケート詳細

1. 本日参加して、一番記憶に残っていること、今後してみたいことなどあれば教えてください。

- ・ケアラーに興味がある人がこんなに多いんだと思った。
- ・ケアの体制があっても、ご本人が希望しないとながらず、ケアを受ける事に抵抗感を持つ方が多い（児童・障害・高齢者などのステージであっても）のでは。
- ・明石市が真剣にこちらのテーマに取り組まれている事を知り感激しました！ありがとうございます！
- ・ケアラーの定義、ケアラーの思い。
- ・内容もスタッフのサポートも素晴らしいと思いました。
- ・同じ気持ちの方は多くいた事良かったです。情報をわかりやすく発信したらいい事や、介護保険の利用の幅や負担金額についても考えさせられました。
- ・相互の情報交換が必要。15歳、18歳、20歳の壁。支援を受けられるカベ、はざまがあることを知りました。
- ・介護保険のこと。地域のつながりについてもっと知りたい。
- ・色々な人と意見交換する中で、お互いさまの気持ち・こうしたら実現可能なのではないかなど自身の考えも変わったよう
- ・このミーティングを市民からの意見を聞きましたとの事に、条例制定のために利用しないで下さい。
- ・ケアラー支援で対象となる範囲の広さを改めて感じた。もう少しテーマごとに掘り下げて課題抽出する必要があるのではないかと感じました。
- ・ケアラーが知られていないのが驚きで、まずは知る事から始めてほしいなと感じています。
- ・認知症の介護は本当に大変で、徘徊の事を丸谷市長が聞いて下さったのがとてもうれしかったです。
- ・同じ思いを持った人と話ができてよかった。少し気持ちが楽になりました。
- ・ご近所探索。情報を集めようと思う。
- ・ケアラーさんの生の声が直接聞けた。
- ・重度障害者の方をケアしている方の変な事。
- ・このミーティングが明石をチームにしたいと思います。
- ・お互いさまの気持ちが必要。地域のつながりが大事。
- ・今ある支援にプラスアルファしてできることを考える。
- ・何より、明石市の職員さんの人がらやタウンミーティングの空気感が素晴らしかったです。これまで参加させていただいた研修などの中でダントツでした！
- ・グループで話し合いをした際に、他の方の話が雑談に近いところまで話していて、言いたい意見を伝える時間が足りなかった。会場が広くなった分マイクの音声を通りづらい場面があった。
- ・悩みを話しできたことがよかった。
- ・自分の世界の中で、できることをまず考えていましたが、「小・中学生の授業に入れる」など自分の世界の外で考えもつきませんでした。
- ・ケアラーの意味がわかった事。
- ・ケアしながら働いていたり、育児している人の話、薬剤師の方との会話。
- ・世代間交流の必要性を感じた。
- ・ケアラーはなかなか見つけづらい。
- ・議論に時間を割く方が良い。ただ、丸谷さんも介護をしながら重責を担っておられることが分かり、親近感がわきました。
- ・ケアラーの方、支援うけてる方いろんな方々のお話をきくことで、実際の困り感や使用できるサービスをすることができた。
- ・医療ケアの当事者とご家族、障害児者のご家族が参加されていたこと、福祉事業所関係者、相談支援専門員、地域で活動されている市民の方、様々な方々が立場を越えて互いの思いを積極的に話しされていた。
- ・市内にはこれだけ沢山の方々がケアラー支援に関心を持っておられることは素晴らしい。また大切な人財でもある。今日参加出来なかった方々も多くおられる。その方々の思いも是非くみとっていただきたい。
- ・市長が自ら各グループに入られて熱心に傾聴されていた。また、市の職員さんが献身的に参加者の意見を聞いておられた。
- ・一番記憶に残っていることは、市長さんや行政の方含め様々な職種で働き熱い思いを持っている方との自己紹介、意見交換です。お会いする機会も少ないので参加してよかったと思います。
- ・明石市がケアラーに関して深く理解してくださっていることに感銘しました。より良い社会になることを期待し、またより良い社会になると確信しました。Zoomでの参加があると助かります。

2. 「ケアラー支援条例」に対する思いや、今後のケアラー支援に期待することなどをお聞かせください。

- ・ケアが多様なので、支援も多様であってほしい。

- ・ケアラーの方々が集まれる場、そこから条例の改正ができるように。明石市民病院の医ケア児（者）の受け入れは期待します。
- ・ケアラーは身近に沢山いるのではと気がつきました。「困り感」を抱えこむ事で「障害が生まれる」「障害が連鎖する」ことにつながっていきそうと思いました。“心の健康”と“身体”両面からのサポート体制が生まれるといいなと思います！
- ・ヒアリングしてもっと改善してほしい。心のケアを増やしてほしい。
- ・支援を受けることにマイナスイメージを持っている人がいる。受けることに抵抗を持たないようになれたら。
- ・普段、行くところ（飲食店・スーパーなど）でケアについて相談できたり、情報を知れたら。民間企業との連携・様子見の訪問など。
- ・小さいうちからケアラーについて勉強していく事や、サービスがどこにあるかどの人たちにもわかりやすく、情報提供の場を作って欲しい。
- ・ぜひとも壁がなくなるゆるやかな支援の条例を作してほしい。
- ・支援サービスの情報が誰にでも届くように。
- ・条例はすばらしいと思います。
- ・支援の必要な人に、支援が届く条例になることを期待します。
- ・困りごとをもっと共有しやすくなること。
- ・12月議会での制定は時間的に無理。審議会の編成や素案作成時への市民参加が必要。勝手に進めない事を頼みます。
- ・拙速すぎると言う意見もあるが、ケアラー当事者の方々には時間が限られている。待った無しの具体的な支援が早急に必要である。今困っている方々が希望が持てるように是非条例制定に向けて迅速に取り組んでいただきたい。
- ・少しでも「心の負担」がなくなる、セーフティネットがあるという認識につながっていくような条例になることを期待します。
- ・障がい者でも自由に相談できる場所を設けて欲しい。
- ・ケアラーの支援について、働きながら介護をしている人に、介護離職がないようにしてほしいです。
- ・今回の市民の声を生かしたものにしたい。
- ・支援することとされることがあたりまえの市になりますように。
- ・ケアラーの人生が楽しくなる、ケアも人生（自分の）も楽しみながらできるような支援の連携をしていきたい。
- ・ケアラーの声が出せる場所が必要（子どもも）
- ・様々な立場の人が対話することに大切さ、そこから何かが生まれる。
- ・条例の制度を第一段階として、市民の生活にしっかり反映していただける制度の整備を期待しています。現状（支援の現場目視では、ぜんぜんたりていません）
- ・ケアラー自身の精神的な負荷に対しても支援がある助かる。ケアがしんどくて虐待にならないように、ケアされる側の行動がケアラー側への虐待にならないように支えてほしい。
- ・いろんな情報をもっと知れるようにしてほしい。
- ・ケアラーが相談できる場所がほしい。話せる場もあってほしい。知人や親類に経験者がいない場合、頼れる人がいない
- ・補助金など含めて、「生活」を支えて欲しい。
- ・ケアラー支援は良いことと思いますが、条例にしないとできないことというのがまだ良くわかりません。
- ・小児、医ケア、障がい児の子を持つ親の立場であるが、他にも認知症、高齢介護も含めて包括的に行うことは難しいことが想像される。だから今は期待は持たない。いっぱい意見聞いて頑張れ！！と思う。
- ・ケアラー支援ということが、誰もが分かる言葉で支援の仕方まで分かったら、安心して住むことにつながると思った。
- ・参加者から出ていた15歳、18歳、20歳の壁を越えていけるようにしていただきたい。特に障害福祉、高齢福祉を前に進めていただきたい。また、企業などにも協力してもらえるように働きかけていただきたい。
- ・ケアラーは普通の生活、自分の権利などを意識できなくなり、自分を犠牲にしがちです。義務教育でもって正しい認識、価値観を皆で共有して、倫理観や哲学を身に着けることができる施策をお願い致します。そして、すべての人が今より少しでも質の豊かな人生が得られるような支援を希望します。また、ケアの役割が終わったあとの喪失感や自己存在意義にとらわれない引き続きのサポートがあればと考えます。私自身、様々な専門職の方々にかけていただいた言葉が支えになりケアラー後の日々を無事に過ごすことができている。本当に色々な言葉をかけていただき、支援していただき、感謝しかありません。
- ・明石は住みやすい町で有名ですが、高齢者にとってどうなのか、というのが気になります。高齢者にとっても住みやすい町であればもっと自慢できる明石市になると思います。

○（仮称）明石市ケアラー支援条例（素案）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 各主体の責務（第4条－第8条）

第3章 基本的施策（第9条－第10条）

第4章 推進体制（第11条－第14条）

附則

様々な世代や立場で、家族や身近な人に対し、介護、看護、日常生活上の世話等を行っているケアラー（支援者）は、ケアを受ける人を支える上で、重要な役割を果たしています。しかしながら、過大な精神的、身体的、経済的負担により、日常生活に支障が生じ、さらには、社会から孤立するなど、ケアラー自身の活動や生き方に深刻な影響を及ぼすおそれも考えられます。

近年では仕事をしながらケアを担うワーキングケアラー、ケアと子育てを同時に行うダブルケアラー、高齢の配偶者や親などに対する老老介護や障害のある子に対する老障介護を担う高齢のケアラー、自らが障害を抱えながらも家族のケアを担っている世帯など、それぞれが深刻な課題に直面しています。

世界共通の目標であるSDGsの中でも、人権尊重を土台とした、「誰一人取り残さない社会」を目指していくことが掲げられており、明石市においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」「持続可能な」「パートナーシップ」によるまちづくりを推進し、各分野での事業者等と連携した当事者支援をはじめ、ケアラーに対する支援についても、関係各課による横断的な体制での支援や、関係機関を通じた実態調査、相談窓口における対応及び市民理解を進める啓発など、対話と共創により、市民の笑顔あふれるやさしいまちづくりに向けて、様々な取組を進めてきました。

子どもも大人も、市民一人ひとりが本当に暮らして良かったと思える “もっと” やさしいまち明石の実現に向けて、全てのケアラーとケアを受ける人が、誰一人取り残されず、共に安心できる生活を送り、自分らしい人生を歩んでいくことができるよう、ケアを家族等だけの問題にとどまらない世代を超えた社会問題として認識し、ケアラーを地域社会全体で支えていく必要があります。

ここに私たちは、明石市の「やさしいまちづくり」の考え方のもと、多様なケアラーを支え、ケアラーを含む市民一人ひとりが安心し、かつ、希望をもって自分らしく生きることができるまちづくりをみんなで進めていくために、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ケアラーを地域社会全体で支えるため、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、事業者及び関係機関及び学校等の役割を明らかにするとともに、ケアラー支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、ケアラーの負担の軽減又は解消を図り、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むこ

とができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ケアラーとは、高齢、身体上若しくは精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいう。
- (2) ヤングケアラーとは、ケアラーのうち、十八歳未満の者をいう。
- (3) 事業者とは、明石市内の個人事業者(個人事業主及び事業を行う自然人)と法人や団体をいう。
- (4) 関係機関とは、介護、高齢者の福祉、障害者及び障害児の支援、医療、教育及び児童の福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいう。
- (5) 学校等とは、学校その他の教育に関する業務を行うものをいう。
- (6) 民間支援団体とは、ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

- 2 ケアラーの支援は、市、市民、事業者及び関係機関等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう地域社会全体で支えるように行われなければならない。

第2章 各主体の責務

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、ケアラーの支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 市は、ケアラー支援に関する施策を実施するに当たり、ケアラーの早期発見に努めるとともに、市民、事業者、関係機関及び民間支援団体等と相互に連携し、協力するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、ケアラーのみに負担が集中し、又はケアラーが孤立することのないよう十分に配慮するとともに、ケアラーを地域社会全体で支えることの必要性について理解を深め、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、その事業活動に当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、当該従業員がケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、勤務に当たっての配慮、ケアラー支援に関する情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 3 事業者は、市、関係機関及び民間支援団体等とケアラー支援について積極的に連携するよう努め

るものとする。

(関係機関の役割)

第7条 関係機関は、基本理念に基づき、ケアラーの置かれている状況及びケアラー支援の必要性について理解を深め、その業務を行うに当たっては、市が実施するケアラー支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 関係機関は、ケアラーの意向を尊重しつつ、その健康状態、生活環境等を確認し、ケアラーの支援の必要性の把握に努めるものとする。

3 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、適切な他の関係機関への案内又は取次その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第8条 学校等は、基本理念に基づき、その業務を通じてヤングケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、教育の機会の確保の状況、健康状態及び生活環境を確認し、支援の必要性の早期の把握に努めるとともに、早期の適切な支援につながるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学校等は、ヤングケアラーを早期に必要な支援につなげることができるよう、市及び関係機関と連携して、児童及び生徒に必要な周知及び啓発を行い意識の醸成を図るとともに、適切な支援に努めるものとする。

第3章 基本的施策

(ケアラー支援に関する基本的施策)

第9条 市は、全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにするため、次に掲げる施策を講じるものとする。

(1) 相談支援体制の整備及びその周知に関すること。

(2) ケアラーの休息の確保その他の負担を軽減するために必要な支援に関すること。

(3) 学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有するケアラーに対する就学又は就業の支援に関すること。

(4) ケアラーが互いに支え合うための交流の場の提供及びその活動の促進に関すること。

(5) ケアラー支援を担う人材を育成するために必要な研修の実施及び情報の提供に関すること。

(6) ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるために必要な支援に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、ケアラー支援を推進するために必要な事項に関すること。

(広報及び啓発)

第10条 市は、広報活動及び啓発活動を通じて、市民、事業者、関係機関、学校等、民間支援団体がケアラーの置かれている状況及びケアラー支援に関する理解を深め、地域社会全体としてケアラー支援が推進されるよう必要な施策を実施するものとする。

2 市は、ケアラーが自らの状況を理解し、必要な支援を求めることができることについて、市民に分かりやすい広報及び啓発に努めるものとする。

第4章 推進体制

(ケアラーの支援に関する計画)

第11条 市は、第9条第1項各号に規定するケアラー支援に関する基本的施策を実施するために、市が策定する介護、高齢者の福祉、障害者及び障害児の支援、医療、教育及び児童の福祉等に関する個別計画の中に第3条の基本理念に基づいた施策を盛り込むものとする。

(体制の整備)

第12条 市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、市の関係する部局が横断的に連携して地域や民間支援団体等の相互間の緊密な連携協力体制の構築に努めるものとする。

(地域社会によるケアラー支援の推進)

第13条 市は、ケアラー支援を推進する上で地域社会が果たす役割の重要性に鑑み、地域社会でケアラーを支援している者が適切かつ効果的にケアラー支援を推進することができるよう、ケアラーの状況の把握、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。